

学校長

横浜市教育委員会事務局  
学校支援・地域連携課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校開放事業の対応について【第 8 報】

日頃より学校開放事業にご協力をいただきありがとうございます。

3 月 3 日より中止していましたが学校開放事業について、次のとおり通知します。

学校開放事業については、引き続き

**7月31日（金）まで中止とします。**

※学校教育活動を優先し、**8月1日（土）より感染防止対策を万全にとることができれば**学校開放事業の再開を可能とします。再開にあたっては、運営団体と事前調整を行い、運営団体が感染防止対策を講じていることをご確認ください。

【学校開放事業の再開スケジュール】

7 月 1 日からの学校教育の全日授業再開の状況を鑑みて、7 月を学校開放事業再開に向けた**準備期間**とします。**※準備期間中は、まだ学校開放事業を再開しないでください。**

準備期間中に、運営団体は学校開放事業再開に向けて学校と利用場所や消毒について必ず事前調整を行い、運営団体において万全の感染防止対策が取られていると学校が認めた時のみ、学校開放事業の再開が可能です。

再開に向けた準備期間	学校開放事業再開可能
7 月 1 日（水）から 31 日（金）まで	8 月 1 日（土）から

【再開にあたっての留意点】

・再開に向けて、運営団体と必ず事前調整を行ってください。

※再開に関する注意事項は別紙資料「学校開放事業の再開に関する注意事項」を必ずご覧ください。

・事前調整後、運営団体からすべてのチェック欄を埋めた「学校開放事業の再開に関する事前調整チェックシート【学校・運営団体用】（別紙 1）」の提出を受けます。

・運営団体及び利用団体の感染防止対策が不十分な場合、または、学校運営や地域状況を鑑みて学校開放事業の再開が学校教育に支障があると判断する場合は、**引き続き学校開放事業を中止することができます。**

なお、学校において**臨時休業**や部活動が中止となる場合は、**学校開放事業を中止**してください。

市民の皆様に対して横浜市の学校支援・地域連携課ホームページにおいて広報しますが、学校においても、別紙にて文化・スポーツクラブ及び市民図書室運営委員会へご連絡をお願いいたします。

なお、状況が変わりましたら別途通知させていただきます。

学校支援・地域連携課  
地域連携係

TEL 671-3278

文化・スポーツクラブ会長  
市民図書室運営委員会代表

横浜市教育委員会事務局  
学校支援・地域連携課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校開放事業の対応について【第 8 報】

日頃より学校開放事業にご協力をいただきありがとうございます。

学校開放事業利用者と児童・生徒の健康と安全確保及び地域での感染拡大防止を目的として中止して  
いました学校開放事業について、次のとおり通知します。

学校開放事業については、引き続き

**7月31日（金）まで中止**とします。

※学校教育活動を優先し、**8月1日（土）より感染防止対策を万全にとることができれば**学校開放  
事業の再開を可能とします。再開にあたっては、学校と事前調整を行い、感染防止対策を講じて  
ください。

【学校開放事業の再開スケジュール】

7月1日からの学校教育の全日授業再開の状況を鑑みて、7月を学校開放事業再開に向けた**準備  
期間**とします。**※準備期間中は、まだ学校開放事業を再開しないでください。**

準備期間中に、運営団体は学校開放事業再開に向けて学校と利用場所や消毒について必ず事前  
調整を行い、利用者に感染防止対策を周知徹底します。運営団体において万全の感染防止対策が  
取られていると学校が認めた時のみ、学校開放事業の再開が可能です。

再開に向けた準備期間	学校開放事業再開
7月1日（水）から31日（金）まで	8月1日（土）から

【再開にあたっての留意点】

※再開に関する注意事項は別紙資料「学校開放事業の再開に関する注意事項」を必ずご覧ください※

**1 運営団体は学校と感染防止対策などについて、必ず事前調整を行います。**

<対象書類>別紙1「学校開放事業の再開に関する事前調整 チェックシート【学校・運営団体用】」  
学校と事前調整後、チェック欄を全て埋めたものを学校あてに提出します。

**2 利用団体が作成したチェックシートを運営団体が集約し、保管します。**

<対象書類>別紙3「学校開放利用時の感染症対策チェックシート【利用団体用】」

学校へ提出する必要はありません。※必要に応じて学校から閲覧や提出を求められる場合があります。

**3 事前調整の内容を含め、感染防止対策を利用者全員に周知徹底します。**

<対象書類>別紙2「学校開放事業を利用する皆さんへ」 ※利用者全員へ配布してください。

裏面に続く 

**【注意事項】**

- ・ 学校運営や地域の状況によっては、引き続き学校開放事業は中止となる場合があります。また、感染防止対策が万全でない場合も、中止になる場合があります。
- ・ 開放の中止や使用許可の取消しなど、学校の指示に従ってください。

学校開放事業は学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するものです。教育活動に影響を与えないよう、学校・運営団体・利用者がそれぞれ感染拡大防止に最大限、努める必要があります。利用者および同じ場所で活動する児童生徒の健康と安全を第一に考え、ご協力をいただきますよう、お願いします。

市民の皆様に対して横浜市の学校支援・地域連携課ホームページにおいて広報いたしますが、各利用団体及び利用者へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、状況が変わりましたら別途通知させていただきます。

学校支援・地域連携課  
地域連携係  
TEL 671-3278

# 参考

教学第 481 号  
令和 2 年 6 月 19 日

各区地域振興課長

教育委員会事務局  
学校支援・地域連携課長

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る 学校施設活用型コミュニティハウスの対応について

学校施設活用型コミュニティハウスについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、6月30日まで施設利用の自粛をお願いしておりましたが、7月以降の施設利用の考え方をまとめましたので、ご連絡いたします。

### <施設再開にあたっての考え方>

学校施設活用型コミュニティハウスについては、学校教育活動を優先し、8月1日より施設利用の再開を可能とします。

なお、再開にあたっては、必ず、学校と感染防止対策について事前に調整を行い、万全の感染防止対策を講じた上で再開していただきますようお願いいたします。

### (留意事項)

- ・施設利用の再開にあたっては、必ず学校長と感染症防止対策について事前に調整を行ってください。
- ・また、施設利用要件については、市民局所管条例設置型コミュニティハウスの利用要件も参考としてください。

### (添付資料)

- ・施設利用要件（市民局作成資料をもとに作成）

【担当】 学校支援・地域連携課  
地域連携係 石井、平林  
TEL：671-3278

●施設利用要件

以下の条件が満たす諸室から段階的に再開を検討する。 ※市民局の要件と異なる箇所は太字下線にしています。

別紙1

種別	条件		制限の理由等
施設全体	衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃、消毒、換気を徹底的に実施する</li> <li>・入口や受付に手指消毒薬を設置する</li> <li>・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を最低限とする。(高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)に留意)</li> <li>・トイレの不特定多数が接触する場所(便座、床、ドアノブなど)は、清拭消毒を行う</li> <li>・受付、トイレ等は、最低1m(できるだけ2m)の間隔を空けた整列を促す</li> <li>・受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより、職員と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する</li> </ul>	・感染防止のため
	広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員、来館者に対して、社会的距離の確保の徹底、咳エチケット・マスク着用・手洗い・手指の消毒の徹底、健康管理の徹底、差別防止の徹底、現場対応方針の徹底につて、広報・周知を行う</li> <li>・利用団体代表者に対して、利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿の作成を依頼する(利用団体代表者は、必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供され得ることを利用者へ事前に周知する)</li> <li>・<b>児童生徒達と接触しないよう、関係のない学校の敷地へ立ち入らないよう広報・周知を行う</b></li> </ul>	・ <b>学校への影響を少なくするため</b>
会議室	定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と人の間隔が2メートルとれる範囲の定員とする(利用人数制限)</li> <li>(定員の目安:各部屋の面積を4で除した数)</li> <li>・着席数を制限する(椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する)</li> </ul>	・密集、密接状態を避けるため
	利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議、サークル活動等の団体利用とする</li> <li>・大声での発生を伴う(コーラス、歌唱等)利用は当面不可とする</li> <li>・吹奏楽器の演奏を伴う利用は当面不可とする</li> <li>・ダンス、体操等運動系の利用は当面不可とする</li> </ul>	・コーラス、歌唱、吹奏楽器演奏は飛沫感染のリスクあり ・ダンス、体操等運動系は2メートル間隔をとることが難しく呼吸量の増大リスクあり
	衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来館前の検温により、37.5度以上の場合や味覚・嗅覚の異常や倦怠感等明らかな体調不良がある場合は来館を控える</li> <li>・利用にあたってはマスク着用、咳エチケット</li> <li>・消毒液による手指消毒又は石鹸等による手洗いを行う</li> <li>・備品については、十分な消毒を行い、十分な消毒ができない場合は備品の貸し出しは行わない</li> </ul>	・感染防止のため
	換気対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頻繁な換気(常時の窓開け、扇風機の使用)</li> <li>・窓開けが困難な場合は、換気装置の運転ないし出入口扉の開放</li> </ul>	・密閉状態を避けるため
	飲食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に当面不可(但し、利用中の水分補給は可)</li> </ul>	・マスクなしの状態となり食事等により飛沫感染のリスクがあるため
和室	定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と人の間隔が2メートルとれる範囲の定員とする</li> <li>(定員の目安:各部屋の面積を4で除した数)</li> </ul>	・密集、密接状態を避けるため
	利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議、サークル活動等の団体利用とする</li> <li>・大声での発生を伴う(コーラス、歌唱等)利用は当面不可とする</li> <li>・吹奏楽器の演奏を伴う利用は当面不可とする</li> <li>・ダンス、体操等運動系の利用は当面不可とする</li> </ul>	・コーラス、歌唱、吹奏楽器演奏は飛沫感染のリスクあり
	衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来館前の検温により、37.5度以上の場合や味覚・嗅覚の異常や倦怠感等明らかな体調不良がある場合は来館を控える</li> <li>・利用にあたってはマスク着用、咳エチケット</li> <li>・消毒液による手指消毒又は石鹸等による手洗いを行う</li> <li>・備品については、十分な消毒を行い、十分な消毒ができない場合は備品の貸し出しは行わない</li> </ul>	・感染防止のため
	換気対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頻繁な換気(常時の窓開け、扇風機の使用)</li> <li>・窓開けが困難な場合は、換気装置の運転ないし出入口扉の開放</li> </ul>	・密閉状態を避けるため
	飲食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に当面不可(但し、利用中の水分補給は可)</li> </ul>	・マスクなしの状態となり食事等により飛沫感染のリスクがあるため